

平成 24 年度

指定管理者等監査報告書

農林水産物集出荷貯蔵施設
(薬草集出荷貯蔵所)

林産物処理加工施設・
林産物展示直売施設

総合交流促進施設
(卜仙の郷)

豊前市監査委員

第1 監査の概要

1. 監査の範囲

	公の施設	指定管理者	所管課
①	農林水産物集出荷貯蔵施設 (薬草集出荷貯蔵所)	くぼて薬草研究会	農林水産課
②	林産物処理加工施設・ 林産物展示直売施設	くぼて工房	農林水産課
③	総合交流促進施設(ト仙の郷)	くぼて宿泊施設運営組合	農林水産課

平成21年度 ～ 平成23年度 委託管理運営事務

2. 監査の期間

平成24年 9月 3日 ～ 平成24年 10月 17日

3. 監査の方法

農林水産課から提出された指定管理に関する協定書等書類に基づいて、関係職員から実情を聴取し、施設管理業務の執行が条例及び協定書等の定めるところに基づいて適正に執行されているかを主眼として、所管課の監査を実施した。また、各指定管理者には指定管理委託料は交付されておらず、各指定管理者から提出された過去3年間(平成21年度～平成23年度)の総会資料及び組合同規約、諸規程等の整備、事業実績報告書について関係職員から実情を聴取し、施設の管理状況及び利用料等の出納事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

第2 監査の結果

各指定管理者による公の施設管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況及び所管課の指導状況等についての監査結果は、関係書類の確認及び関係職員からの説明聴取等により監査したところ、おおむね適正に管理運営及び執行されているものと認められたが、下記の指摘事項及び検討・改善等を要する事項が見受けられた。今後の指定管理期間の更新を迎えるに当たり、基本協定書及び仕様書の各項目については十分に精査検討をし、また、条例・規則・要綱等の見直しが必要な場合は適切に対応されたい。

記

農林水産課（所管課）について

1. 指定管理施設業務協定書及び仕様書について

農林水産課所管の3施設共に協定書及び仕様書は共通の内容となっている。しかし、施設の中には宿泊施設があり、施設の維持管理上共通の内容では適正なる把握は困難と思われる。各施設の目的と内容に対応した協定書、仕様書を検討されたい。また、仕様書に具体性が乏しく、併せて検討されたい。

各指定管理施設の業務協定書では、管理施設の改修等は施設ごとに指定管理者が自己の費用と責任において行う金額が違っている。金額の算定等に根拠がないので、要綱等を作成し明瞭化することを要望する。また、協定書の管理団体代表者の肩書きと、管理団体の定款又は規約の代表者の肩書きが相違していたので、統一されたい。

山村振興施設の管理に関する協定書では、「事故や災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に緊急事態の発生を旨を通報しなければならない。」となっているが、緊急時の連絡網は作成されていなかった。また、各種の保守点検業務（電気・エレベータ・消防設備・濾過器空調・浄化槽等）や各種検査（レジオネラ菌・従業員健康診断等）を行なってはいるが、施設の管理運営上必要な報告は、仕様書にて必ず市へ書面にて行なうことを明文化するよう要望する。

2. 備品管理について

山村振興施設の管理に関する協定書では、「指定管理者は、市が無償で貸与する備品（Ⅰ種）及び指定管理者の費用により本業務実施のために購入又は調達した備品（Ⅱ種）について、指定管理者は市又は市が指定するものに引き継がなければならない。」とされているが、指定管理者が購入した備品（Ⅱ種）について市への報告等がなされてなかった。

市及び指定管理者の備品台帳整備を正確に行い、適正な備品管理を行うように改善されたい。

3. 情報の発信強化やモニタリングについて

まちづくり課の豊前市観光情報センターや道の駅「豊前おこしかけ」と連携し、求菩提温泉「ト仙の郷」等の山村振興施設の季節ごとの旬な情報や各種イベント開催案内などタイムリーな情報発信や案内看板設置等を行い、市内外に積極的な集客努力をされるよう要望する。

また、市として事業計画書や協定書に基づき、施設の目的・役割が達成されているか、その有効性や効率性を判断するために3施設共通のアンケート等の情報を収集しているが、施設の目的、内容に対応したアンケートを実施し、市と指定管理者が共同

で利用者の要望や指定管理者の提供するサービスの測定または評価し、今後の施設のサービスの向上と充実のために努力されるよう要望する。

4. 協定書及び仕様書に基づく指定管理者への指導監督について

豊前市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条では、「市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。」となっている。農林水産課による指定管理者に対する指導監督と業務内容の把握は、概ね適切と思われるが、一部不適切と思われる部分もあり、今後も条例及び協定書に則って適正かつ効果的に業務が履行されているか十分に把握し、指導監督するよう要望する。

また、業務実態状況、施設の管理状況、経費の収支状況等の確認を的確に行い、監督所管課として責任ある管理と指導を行うとともに、今後も指定管理者との連携を密にして、サービスの向上に努められたい。

① 指定管理者 くぼて薬草研究会

1. 施設の概要

- ① 名称 農林水産物集出荷貯蔵施設
- ② 所在地 豊前市大字鳥井畑683番地
- ③ 施設内容 木造2階建 延床面積 87.48 m²
- ④ 開設期間 1月4日～12月28日（休館日 日曜、祝日）

2. 設置目的

山村の総合的な振興及び都市との交流並びに地域農林産物の活用を目的に、民間活力による地域の活性化、農林業の振興及び地域の発展に資するため

3. 所管部署

豊前市役所 農林水産課

4. 指定管理者の指定の事務手続

- ① 指定管理者の指定根拠法令等
地方自治法第244条の2第3項
豊前市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項
- ② 指定管理者候補者の選定及び決定
施設の設置目的、性格及び規模等から、特定の団体によって管理することが効率的で設置目的を効果的に達成できると判断し、公募によらず特定の団体を指定管理者として選定し、書類審査を行ったうえで指定管理者候補を決定している。
- ③ 指定管理者の指定に係る市議会の議決日
平成21年3月17日
- ④ 基本協定締結日
平成21年4月1日(3年間)

5. 指定管理者の主な業務範囲

- ① 主な業務範囲
 - ・管理施設の使用許可に関する業務。
 - ・管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務。
 - ・管理施設等の維持管理に関する業務。
 - ・管理施設の運営に関し市が必要と認める業務
 - ・山村振興指定地区（旧岩屋村）の振興に寄与するように努める。
 - ・地区内雇用の確保と所得の増大及び都市との交流を行う。

② 管理及び収支状況

- ・職員 会員4名で管理運営
- ・指定管理料 0円

農林水産物集出荷貯蔵施設 決算収支状況 (単位 ; 円)

収入	21年度	22年度	23年度
繰越金	1,313,572	719,437	732,409
販売収入	1,989,418	1,894,377	1,828,052
雑収入	110,952	52,910	328,762
計	3,413,942	2,666,724	2,889,223
支出	21年度	22年度	23年度
賃金	978,000	661,840	680,902
材料費	454,975	273,930	212,974
灯油・ガス使用料	41,267	42,942	47,308
電気料	71,075	71,907	82,166
宅配手数料	69,110	80,290	71,140
会費	6,400	2,000	4,900
通信費	36,692	36,634	36,765
会議費	17,600	20,800	23,037
研修費	30,000	30,000	7,250
雑費	539,186	202,824	270,835
宣伝費	14,400	0	0
ソフトクリーム関係	0	151,143	353,293
営繕積立金	300,000	300,000	300,000
予備費	135,800	60,005	61,800
計	2,694,505	1,934,315	2,152,370
収支	719,437	732,409	736,853

6. 監査の結果

山村振興施設の管理に関する協定書では、「事故や災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に緊急事態の発生を旨を通報しなければならない。」となっているが、緊急時の連絡網は作成されていなかったため、早急に作成されたい。

営繕積立金を毎年積立しているが、収支決算報告書では単年度分しか表記されていないので、累計額も追加して表記することを要望する。

貯蔵施設は、山側で日照も充分でない場所に設置されており、施設の老朽化を防ぐため、周辺樹木の枝打ち等を要望する。

② 指定管理者 くぼて工房

1. 施設の概要

- ① 名称 林産物処理加工施設・林産物展示直売施設
- ② 所在地 豊前市大字岩屋1086番地1
- ③ 施設内容 木造平屋造り 林産物展示直売施設 延べ床面積 99.37 m²
鉄骨平屋造り 林産物処理加工施設 延べ床面積 100.00 m²
鉄骨造り原材料置き場 50.00 m² 鉄骨造り機械置き場 50.00 m²
敷地内の外構 1,767.36 m² その他ボーリング井戸施設
- ④ 開設期間 1月4日～12月28日（休館日 毎週水曜日）

2. 設置目的

山村の総合的な振興及び都市との交流並びに地域農林産物の活用を目的に、民間活力による地域の活性化、農林業の振興及び地域の発展に資するため

3. 所管部署

豊前市役所 農林水産課

4. 指定管理者の指定の事務手続

- ① 指定管理者の指定根拠法令等
地方自治法第244条の2第3項
豊前市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項
- ② 指定管理者候補者の選定及び決定
施設の設置目的、性格及び規模等から、特定の団体によって管理することが効率的で設置目的を効果的に達成できると判断し、公募によらず特定の団体を指定管理者として選定し、書類審査を行ったうえで指定管理者候補を決定している。
- ③ 指定管理者の指定に係る市議会の議決日
平成21年3月17日
- ④ 基本協定締結日
平成21年4月1日

5. 指定管理者の主な業務範囲

- ① 主な業務範囲
 - ・管理施設の使用許可に関する業務。
 - ・管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務。
 - ・管理施設等の維持管理に関する業務。
 - ・管理施設の運営に関し市が必要と認める業務
 - ・山村振興指定地区（旧岩屋村）の振興に寄与するように努める。
 - ・地区内雇用の確保と所得の増大及び都市との交流を行う。

② 管理及び収支状況

- ・職員 会員6名で管理運営
- ・指定管理料 0円

林産物処理加工施設・林産物展示直売施設 決算収支状況 (単位;円)

収 入	21年度	22年度	23年度
繰越金	95,780	222,475	185,635
販売収入	5,012,000	4,707,000	3,875,000
雑収入	187,000	210,000	184,000
計	5,294,780	5,139,475	4,244,635
支 出	21年度	22年度	23年度
賃金	3,558,000	3,408,000	2,807,000
材料費	825,000	755,000	750,000
灯油・ガス使用料	36,780	38,500	35,500
電気料	260,340	230,740	187,740
宅配等手数料	25,720	24,000	16,000
保険料	24,480	24,480	24,480
通信費	72,975	73,400	67,450
会議費	15,000	12,000	5,000
研修費	42,370	28,450	22,780
雑費	114,000	119,000	96,700
イベント費	14,000	124,000	107,000
広告費	46,000	42,600	37,850
営繕積立金	0	0	0
予備費	37,640	73,670	77,500
計	5,072,305	4,953,840	4,235,000
収 支	222,475	185,635	9,635

6. 監査の結果

山村振興施設の管理に関する協定書では、「事故や災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に緊急事態の発生を旨を通報しなければならない。」となっているが、緊急時の連絡網は作成されていなかったため、早急に作成されたい。

収支決算報告書で雑収入の中に利用料金が含まれていたため、利用料金収入は別に分けて決算報告をされることを要望する。

③ 指定管理者 くぼて宿泊施設運営組合

1. 施設の概要

- | | |
|--------|--|
| ① 名称 | 総合交流促進施設（卜仙の郷） |
| ② 所在地 | 豊前市大字篠瀬57番地2 |
| ③ 施設内容 | 鉄筋コンクリート造り本館 1,291.03 m ²
鉄骨と木造の客室棟と渡り廊下 184.21 m ²
鉄骨造り機械室 40.00 m ² 敷地内外構及び植栽 7,000.00 m ²
その他ボーリング井戸施設 |
| ④ 開設期間 | 年中無休 |

2. 設置目的

山村の総合的な振興及び都市との交流並びに地域農林産物の活用を目的に、民間活力による地域の活性化、農林業の振興及び地域の発展に資するため

3. 所管部署

豊前市役所 農林水産課

4. 指定管理者の指定の事務手続

- ① 指定管理者の指定根拠法令等
地方自治法第244条の2第3項
豊前市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項
- ② 指定管理者候補者の選定及び決定
施設の設置目的、性格及び規模等から、特定の団体によって管理することが効率的で設置目的を効果的に達成できると判断し、公募によらず特定の団体を指定管理者として選定し、書類審査を行ったうえで指定管理者候補を決定している。
- ③ 指定管理者の指定に係る市議会の議決日
平成21年3月17日
- ④ 基本協定締結日
平成21年4月1日

5. 指定管理者の主な業務範囲

- ① 主な業務範囲
 - ・管理施設の使用許可に関する業務。
 - ・管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務。
 - ・管理施設等の維持管理に関する業務。
 - ・管理施設の運営に関し市が必要と認める業務
 - ・山村振興指定地区（旧岩屋村）の振興に寄与するように努める。
 - ・地区内雇用の確保と所得の増大及び都市との交流を行う。

② 管理及び収支状況

- ・職員 役員10名、職員5名、パート20名、アルバイト5名で管理運営
- ・指定管理料 0円

借 方			
	21年度	22年度	23年度
売上原価 ①	24,781,407	23,770,205	22,221,287
販売費及び一般管理費 ②	106,310,400	94,963,669	90,684,003
営業外費用 ③	264,655	189,883	10,311
総費用 ① + ② + ③	131,356,462	118,923,757	112,915,601
法人税・住民税及び事業税 ④	87,473	1,432,504	1,291,668
当年度純利益 ⑤	△ 634,155	4,053,060	2,389,953
合計 ④ + ⑤ + ⑥	130,809,780	124,409,321	116,597,222
貸 方			
	21年度	22年度	23年度
売上高 ⑦	126,102,825	124,050,949	116,248,267
営業外収益 ⑧	4,706,955	358,372	348,955
合計 ⑦ + ⑧	130,809,780	124,409,321	116,597,222

	21年度	22年度	23年度
人件費	61,982	59,255	53,815
旅費交通費	1,200	1,006	763
通信費	584	816	815
交際費	567	474	720
減価償却費	1,947	1,976	2,062
賃借料	2,852	2,826	2,433
保険料	1,657	914	450
修繕費	6,935	2,389	3,947
電気ガス代	10,871	10,794	11,654
消耗品費	3,389	2,210	2,827
租税公課	380	449	411
事務用品費	352	408	317
広告宣伝費	1,452	1,499	1,005
支払手数料	201	238	419
諸会費	448	537	353
新聞図書費	208	210	201
軽油税	33	17	0
車輦費	1,964	1,243	956
委託費	3,497	3,020	2,359
会議費	339	235	100
リネン費	1,274	1,074	1,024
浄化槽管理費	1,018	1,018	1,090
地代家賃	0	156	156
寄付金	0	0	1,200
雑費	3,160	2,200	1,606
合計	106,310	94,964	90,683

③ 施設の利用状況

総合交流促進施設営業報告

		21年度	22年度	23年度
売上額		126,102,825円	124,050,949円	116,248,267円
来客数	合計	74,161人	72,886人	70,842人
	入浴者数	69,011人	68,319人	66,798人
	宿泊者数	5,150人	4,567人	4,044人
来客1人当り売上単価(単価；円/人)		1,700円	1,702円	1,641円

6. 監査の結果

① 施設の管理全般について

山村振興施設の管理に関する協定書では、「事故や災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に緊急事態の発生を旨を通報しなければならない。」となっているが、緊急時の連絡網や消防計画が作成されていなかった。ト仙の郷は、年間多くの人利用されるので利用者の安全確保のため早急な計画策定をされ、必要な訓練等を定期的に実施されるよう努められたい。

施設の安全管理及び衛生管理については、福岡県公衆浴場法施行条例、福岡県食品衛生法施行条例及び消防法を遵守し、利用者の安心・安全に万全を期した施設管理にあたられるよう努められたい。また定期的な点検結果については、随時市に報告するよう改善されたい。

② 備品管理について

山村振興施設の管理に関する協定書では、「指定管理者は、市が無償で貸与する備品（Ⅰ種）及び指定管理者の費用により本業務実施のために購入又は調達した備品（Ⅱ種）について、指定管理者は市又は市が指定するものに引き継がなければならない。」とされているが、指定管理者が購入した備品（Ⅱ種）について市への報告等がなされてなかった。

備品台帳の整備を正確に行い、備品の移動時には随時市に報告し適正な備品管理を行うように改善されたい。

③ その他

山村振興施設の管理に関する協定書の管理団体代表者の肩書きと、管理団体の定款又は規約の代表者の肩書きが相違していたので、統一されたい。

ト仙の郷のパンフレットの宿泊料金の表記やホームページの周辺観光情報の表記に誤解を招く表記が見受けられたので、早急に改善されたい。

山村振興施設の季節ごとの旬な情報や各種イベント開催案内などタイムリーな情報発信や案内看板設置等を行い、市内外に積極的な集客努力をされるよう要望する。

また、施設の利用者は減少傾向にあり、今後も減少又は停滞が予測されるので、施設利用者アンケート等のモニタリングを行い、利用者の意見、要望等を把握しこれからの改善策や管理業務に反映されるように努められたい。その結果についても市に報告するよう努められたい。